

地方独立行政法人大阪産業技術研究所
公的研究費の不正使用に係る調査等に関する取扱要綱

制定 平成29年4月1日

改定 令和2年9月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方独立行政法人大阪産業技術研究所公的研究費取扱規程（平成29年規程第67号。以下「公的研究費取扱規程」という。）第7条及び第8条に定める地方独立行政法人大阪産業技術研究所（以下「法人」という。）における公的研究費の不正使用又は不正使用の疑いに関する通報、告発の取扱い及び調査等に関して、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、公的研究費取扱規程に定めるところによる。

(告発等の方法)

第3条 告発等は、書面（ファックス、電子メールを含む。）を公益通報窓口へ提出若しくは送付し、又は電話若しくは面談により行う。ただし、法人が委嘱した弁護士に対しては、書面（電子メールを含む。）により行う。

2 前項の告発等は、原則として顕名によるものとし（法人が委嘱した弁護士に対しては顕名によるものに限る。）、次の各号に掲げる事項を明示しなければならない。

- 一 不正使用を行ったとする職員等の氏名
- 二 不正使用の具体的内容
- 三 不正使用の内容を不正とする合理的理由

3 第1項の告発等は、原則として当該告発等に係る事実の発生の日から起算して、5年以内に行わなければならない。

4 告発者は、その後の調査において氏名の秘匿を希望することができるものとする。この場合において、当該告発者に対するこの要綱に定める通知及び報告は公益通報窓口を通じて行う。

5 第1項の告発等が匿名によるものであったときは、第2項各号の内容が明示され、かつ、証拠書類等の添付により相当の信憑性があると思われる場合に限り、顕名によるものと同様の扱いとする。この場合において、当該告発者に対してのこの要綱に定める通知及び報告は行わない。

6 法人が、会計検査院等の外部機関、新聞等の報道機関、研究者コミュニティ又はインターネット等による公的研究費の不正使用又は不正使用の疑いの指摘を確認したときは、公益通報窓口は、前項の匿名による告発等に準じて取り扱うものとする。

7 公益通報窓口が告発等を受け付けたときは、窓口担当者は統括管理責任者に、統括管理責任者は最高管理責任者に速やかにその旨を報告しなければならない。

(予備調査等)

第4条 最高管理責任者は、告発等の内容について予備調査が必要であると認めるときは、関連する部署の部長（当該部長が告発等の対象に含まれているときは、告発等の対象に含まれていない部長がこれに代わるものとする。）及び最高管理責任者が指名する者に必要な調査を行わせる。

2 前項の部長及び最高管理責任者が指名する者は、最高管理責任者から予備調査を行うよう指示を受けたときは、当該告発等の信憑性等について調査し、指示を受けた日から14日以内にその結果を最高管理責任者に報告する。

3 最高管理責任者は、前条第7項及び前項の報告に基づき、告発等があったとき又は前条第6項の確認をしたときから30日以内に告発等の内容の合理性を確認の上、調査の要否を判断するとともに、調査の要否を事業実施者に報告する。

4 最高管理責任者は、前項の規定に基づき、調査を実施することを決定したときは、調査の開始を告発者に通知し、調査を実施しないときは、調査しない旨をその理由と併せて告発者に通知する。

(調査委員会)

第5条 最高管理責任者は、調査を行う必要があると認めるときは、公的研究費の不正使用に係る調査委員会を設置し、調査を行う。

2 調査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

一 最高管理責任者

二 統括管理責任者

三 コンプライアンス推進委員会委員長

四 コンプライアンス推進員 若干名

五 不正防止計画推進部署の長

六 被告発者が所属する部署の部長

七 最高管理責任者が指名する外部有識者（弁護士、公認会計士等）

八 その他、最高管理責任者が指名する者

3 調査委員会委員長は、前項第1号の委員をもって充てる。

4 第2項第7号の外部有識者は、法人及び告発者、被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

5 調査委員会の事務は、総務管理部又は総務部が行う。

(秘密の保持)

第6条 最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進員、調査委員会委員、その他不正行為の調査等に携わる者は、公益通報窓口における受付及び調査の過程において知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

(調査の実施)

第7条 調査委員会は、告発者及び被告発者への事情聴取並びに告発等の書面に基づき、不

正使用の有無、不正使用の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について調査する。

- 2 調査の実施にあたっては、調査方針、調査対象及び方法等について、事業実施者に報告、協議する。
- 3 調査委員会は、被告発者に対して、関係資料の提出、事実の証明、事情聴取その他調査に必要な事項を求めることができる。
- 4 調査委員会は、告発者、被告発者、その他関係者に対して、必要に応じて協力を求めることができる。
- 5 調査委員会は、必要に応じて、被告発者に対し、調査対象の公的研究費の使用停止を命ずることとする。
- 6 法人は、事業実施者から求めがあったときは、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じなければならない。
(調査への協力)

第8条 被告発者は、調査委員会による事実の究明に対して、誠実に協力し、正当な理由なくこれを拒絶することはできない。

- 2 被告発者は、虚偽の申告をしてはならない。
(不利益取扱いの禁止)

第9条 最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進員、調査委員会委員、その他不正行為の調査等に携わる者は、告発等を行ったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。ただし、当該告発等が悪意に基づくものであると認定されたときは、この限りではない。
(意見聴取)

第10条 調査委員会は、調査結果に基づいて公的研究費の不正使用が行われたか否かの等の認定を行うにあたり、告発者及び被告発者に対し、あらかじめ調査した内容を通知し、意見を求めるものとする。

- 2 告発者及び被告発者は、前項の調査内容の通知から30日以内に調査委員会に意見を提出することができる。この場合において、告発者及び被告発者から意見の提出があったとき又は意見がない旨の申出があったときは、調査委員会は、30日を経過する前であっても次条に規定する認定を行うことができる。
(認定)

第11条 調査委員会は、調査の結果に基づき、告発等の受付から180日以内に次の各号に掲げる事項の認定を行うとともに、認定を含んだ当該調査の結果をまとめ、最高管理責任者に報告しなければならない。

- 一 不正使用が行われたか否か
- 二 不正使用が行われたと認定したときは、その内容、不正使用に関与した者とその関与の度合、不正使用の相当額等

三 不正使用が行われていないと認定したときは、告発等が悪意に基づくものであったか否か

2 最高管理責任者は、前項の報告に基づき、告発者及び被告発者に対し、調査結果を通知する。

(異議申立て)

第12条 告発者及び被告発者は、前条第2項の調査結果の通知日から14日以内に最高管理責任者に対し、異議申立てを行うことができる。

2 最高管理責任者は、前項の異議申立てがあったときは、最高管理責任者の判断により、調査委員会に対し、再調査の実施を指示することができる。

3 前項の再調査の指示があったときは、調査委員会は速やかに再調査を行い、その結果を最高管理責任者に報告する。

4 最高管理責任者は、前項の報告に基づき、異議申立てに対する決定を行い、その結果を、異議申立てをした者及び調査委員会に通知する。

5 最高管理責任者は、再調査を実施しないことを決定したときは、再調査しない旨をその理由と併せて異議申立てをした者及び調査委員会に通知する。

6 異議申立てをした者は、前2項の決定に対して、再度異議申立てをすることはできない。

(調査結果の報告)

第13条 調査委員会委員長は、第11条第2項に定める調査結果の通知後、異議申立てがなくその内容が確定したとき、又は前条第4項若しくは第5項の決定が行われたときは、最終報告書を作成し、関連資料を添えて速やかに最高管理責任者に提出しなければならない。

(措置)

第14条 最高管理責任者は、前条による報告に基づき、その調査結果を速やかに告発者、被告発者及び関係者に通知するとともに、事業実施者に、原則として告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金の管理・監督体制の状況、再発防止策を含む最終報告書を提出する。

2 調査により不正使用の事実が一部でも確認された場合は、速やかにこれを認定し、中間報告書を事業実施者に提出しなければならない。

3 前2項のほか、最高管理責任者は、事業実施者の求めに応じ、調査終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該事業実施者に提出しなければならない。

4 告発等の受付から210日を過ぎても調査が完了しないと判断した場合は、速やかに遅延理由とともに中間報告書を事業実施者に提出しなければならない。

5 被告発者に不正使用の事実がないと確認した場合は、次の各号に掲げる措置をとる。

一 被告発者の研究活動の円滑な再開及び名誉回復のために必要な措置

二 告発等が悪意に基づくものであったことが明らかであると認められた場合には、当該告発者に対して、懲戒処分等の処分

- 6 最高管理責任者は、前条の報告に基づき、当該告発等が悪意に基づくものであると認定された場合は、告発者の所属する機関に通知する。
- 7 最高管理責任者は、前条の報告に基づき、不正があると認定された場合は、是正措置及び再発防止措置を講ずる。
- 8 競争的資金について不正使用の事実があると確認した場合は、事業実施者と協議の上、被告発者に対して必要な措置をとる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。